

岩手県「高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成27年7月10日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」について、岩手県に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：岩手県二戸郡一戸町
- ・原動力の種類：風力
- ・出力：最大25,300kW(2,300kW級×11基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成27年 1月26日
住民等意見の概要受理	平成27年 3月25日
岩手県知事意見受理	平成27年 6月18日
環境大臣意見受理	平成27年 6月18日

問合せ先：電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

岩手県「高森高原風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」
に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類について

- ① バードストライクに関する環境監視及び事後調査において、希少猛きん類等重要な鳥類の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。また、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力をを行うこと。
- ② 繁殖等の把握に関する事後調査において、ノスリのつがいを人工代替巣へ誘導することが困難で、当該区域内の営巣木の使用が確認された場合は、専門家等からの助言を踏まえて、営巣期における工事を極力回避する等、ノスリの繁殖活動に配慮すること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場について

- ① 対象事業実施区域には一戸町観光天文台や町営放牧場等が含まれており、これら施設等の利用に対する影響が懸念されることから、引き続き、地元自

治体等に対して適切に情報提供を行い合意形成を図りつつ、これら施設等の利用に対して配慮すること。

② 一戸町観光天文台は全国有数の天文観測地点であることから、航空障害灯の設置にあたっては、本地点における観測の影響を回避・低減するため、施設管理者等の助言を踏まえて、遮光板の設置等環境保全措置を講ずること。また、供用後に重大な影響が生じた場合は、施設管理者等の助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。